

＜対策のポイント＞

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
[令和12年]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

＜事業の内容＞

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※ 1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予測・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※²を取り入れた「グリーンな飼養体系」の検証を支援します。

- ※ 2 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

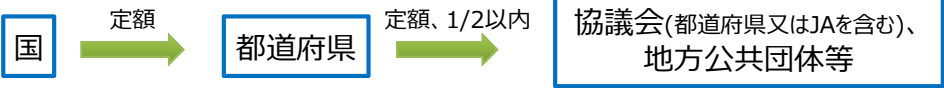
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農畜産物への**消費者の理解醸成**
- ⑤ **グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

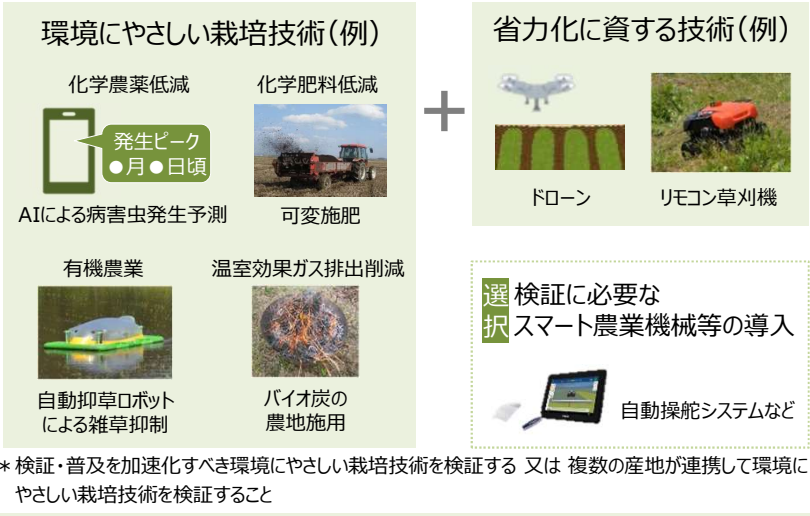
＜事業の流れ＞



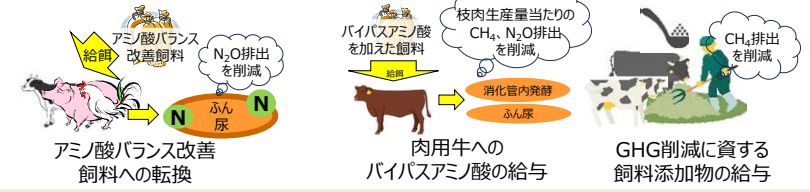
＜事業イメージ＞

以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証



2 グリーンな飼養体系の検証



〔お問い合わせ先〕 （1の事業） 農産局技術普及課 （03-6744-2107）
（2の事業） 畜産局総務課畜産総合推進室 （03-6744-0568）

グリーンな生産体系の全国展開の加速化
栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

<対策のポイント>

地域の関係者が集まった協議会等が行う、再生可能エネルギーの活用促進のための**賦存量調査**や、省エネルギーと生産性を両立する**持続的な栽培体系への転換に向けた実証**や**産地内への普及の取組**を支援します。

<事業目標>

化石燃料を使用しない園芸施設への移行（加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合50%〔令和12年〕）

<事業の内容>

1. 再生可能エネルギーの活用推進

地域における地中熱・地下水熱、工場廃熱、温泉熱等の再生可能エネルギーの活用に向けて、検討会の開催、先進事例等の調査、活用可能なエネルギーの賦存量調査等を支援します。

2. エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証

環境制御（温度、CO2濃度等）を行うためにエネルギーを投入する施設園芸において、収量・品質等を低下させず、エネルギー投入量の低減が可能な栽培体系への転換に向けた取組を支援します。

① 地域に適した持続的な栽培体系の検討
実証する栽培管理方法や資機材の検討に係る取組を支援します。

② エネルギー投入量の低減に向けた栽培体系の実証
投入するエネルギーを低減する栽培管理方法や資機材の導入、エネルギーのロスを抑制する資機材の導入や既存施設の改良等の実証を支援します。また、それらの実証と併せて行う、収量・品質等の維持・向上の実証を支援します。

③ 新たな栽培体系の横展開
エネルギー投入量の少ない栽培体系の普及に向けたマニュアルの作成、セミナー等による情報発信を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合 等

<事業の流れ>

国

定額

都道府県

定額、1/2以内

協議会等

（1の事業）

国

定額、1/2以内

都道府県

定額、1/2以内

協議会（都道府県・市町村を含む）等

（2の事業）

<事業イメージ>

1. 再生可能エネルギーの活用推進

再生可能エネルギーの賦存量調査及びマップ作成

地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉等のエネルギーの賦存量把握や利用に係る先進事例等の調査、賦存量を把握するための情報収集、賦存量マップの作成

再生可能エネルギー等を活用し、化石燃料のみに依存せず、生産性と両立可能な施設園芸の普及へ

2. エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証

①検討会の開催

②栽培体系の実証

投入エネルギー低減技術（局所加温技術）

電熱線

【選択】

生産性の維持・向上技術（高温対策）

③横展開の取組

実証により得られた知見を広く普及させるためのマニュアル等を作成・公表

環境負荷低減を行っている農産物への消費者理解を促進するための取組

既存ハウスの改良（リノベーション）

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課（03-3593-6496）7

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる排出抑制・適正回収・リサイクル等に向け、①プラスチックの排出抑制等に係る農業分野における中長期的な行動計画を整理するための検討会を開催するとともに、②プラスチック代替資材の実用化の推進や、③農業由来の廃プラスチック対策のモデルとなる地域の形成を支援します。

＜事業目標＞

プラスチック廃棄物の排出の抑制

＜事業の内容＞

1. 排出抑制・循環利用に向けた農業分野の対策の推進

プラスチック汚染に関する条約に係る動向を踏まえ、民間団体等に委託して、プラスチック排出抑制・適正回収・リサイクル等に係る農業分野における中長期的な行動計画を整理するための検討会や調査を行います。

2. プラスチック代替資材実用化推進事業

民間団体等が行う、紙・生分解性プラスチック等を使用したプラスチック代替資材の現場実証や情報発信等によるプラスチックの排出抑制の取組を支援します。

① プラスチック代替資材の実用化

生分解性の分析、実用化に向けた農業生産現場での実証、有識者等の意見を踏まえた検討等

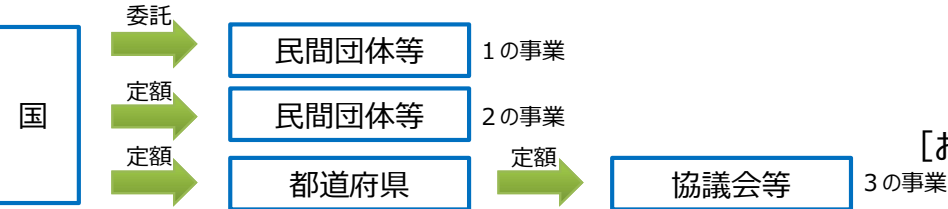
② プラスチック代替資材の普及のための情報発信

マルチ等の農業資材の情報を収集し、プラスチック代替資材の利点等の情報を発信

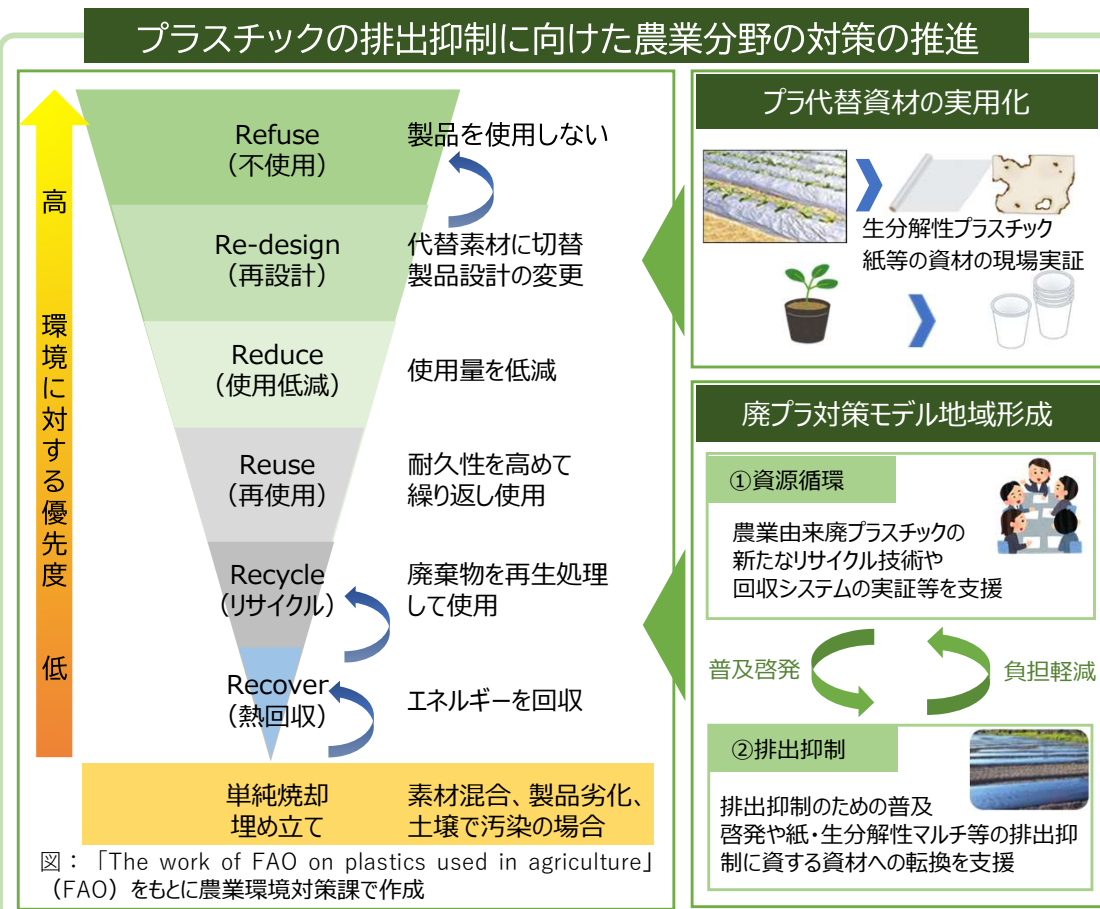
3. 農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成事業（交付金）

農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域をつくるため、都道府県協議会・市町村協議会等が行う、農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う排出抑制のための普及啓発や紙・生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農産局農業環境対策課 (03-3502-5956)
(3の事業) 園芸作物課 (03-3593-6496)

＜対策のポイント＞

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援します。

＜事業目標＞

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマス利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

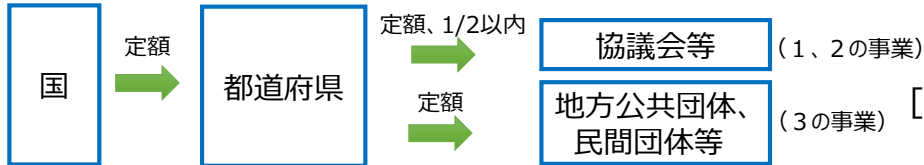
② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



検討会開催



荒廃農地等を活用した栽培実証



栽培体系の分析



ソルガム

ヤナギ

② 未利用資源の混合利用促進



稲わら



竹



もみ殻



混合利用



木質チップ

地域で課題となっている未利用資源

既存施設の燃料材

エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

＜対策のポイント＞

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、**みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築**と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

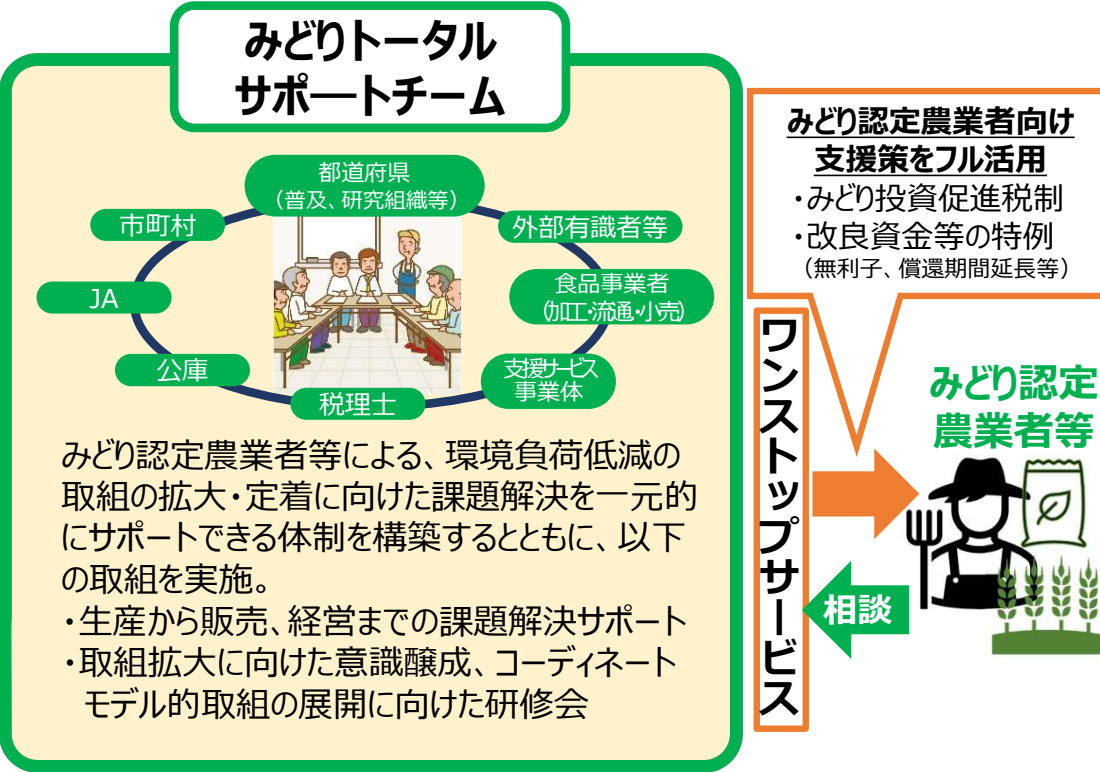
1. みどりトータルサポートチームの体制整備

- ① みどりトータルサポートチームの構築及び運営
みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者（みどり認定農業者）等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりトータルサポートチームの構築及びその運営**を支援します。
- ② 専門技術を持つ指導者の育成
都道府県が行う有機農業等の技術指導者の**人材育成**を支援します。

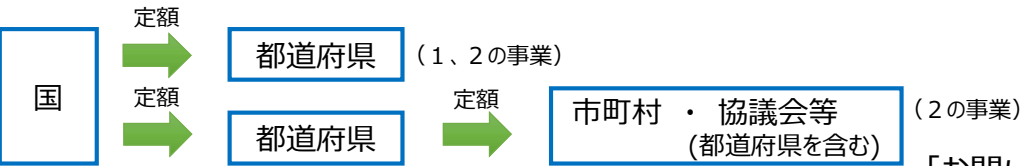
2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

みどりトータルサポートチーム及び市町村主導で行うみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援します。

- ① 生産から販売、経営までの課題解決サポート
ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
エ 消費者に対する理解醸成の活動 等
- ② 取組拡大に向けた活動
ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会 等



＜事業の流れ＞



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地間及び産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や有機農業実施計画の策定を支援します。あわせて同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や、産地間の連携による大ロットでの販路拡大や輸出拡大の取組、産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

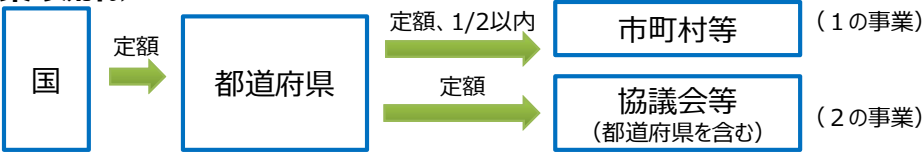
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に
関する取組が位置付けられている場合 等

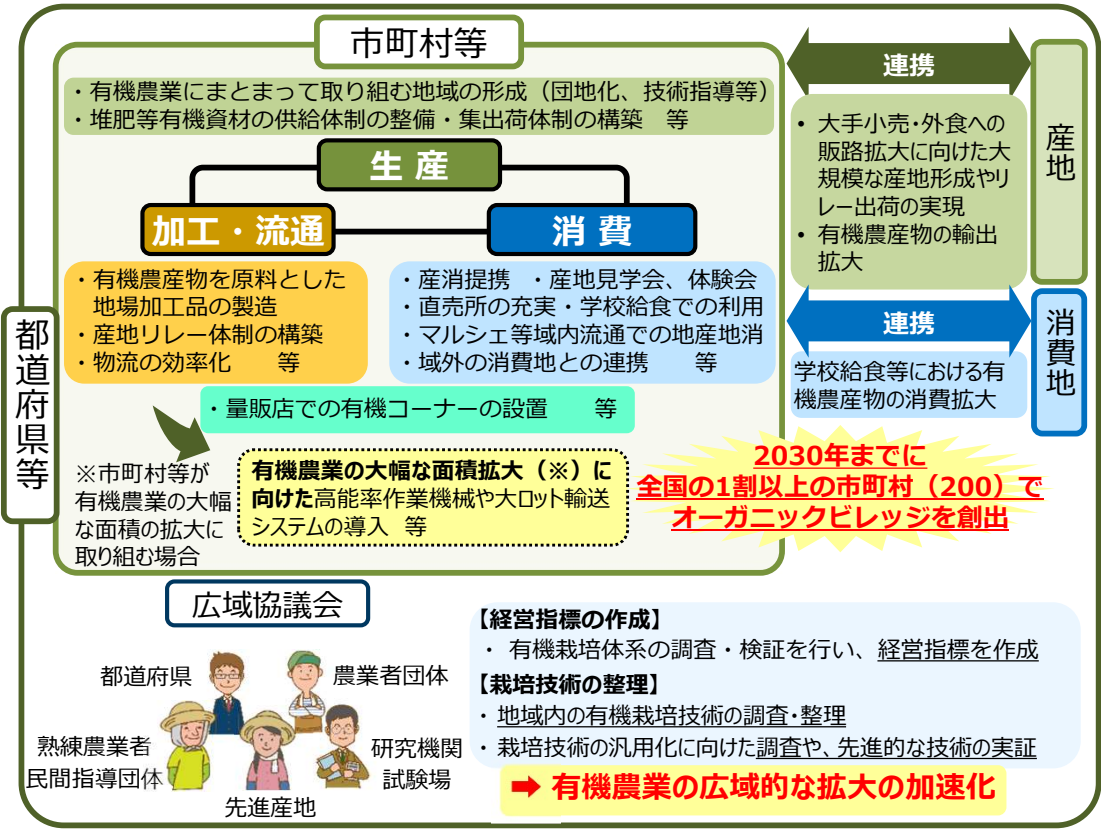
2. 有機農業を広く県域で指導できる環境整備

広く県域で取組を行う協議会等が行う、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

〔お問い合わせ先〕 農産局農業環境対策課（03-6744-2114） 11

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

- <対策のポイント>
- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。

○ 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。

①農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備

②課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等

③再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

[支援事業]

優先枠優遇措置

○みどりの食料システム戦略推進交付金

・地域循環型エネルギーシステム構築

・バイオマスの地産地消

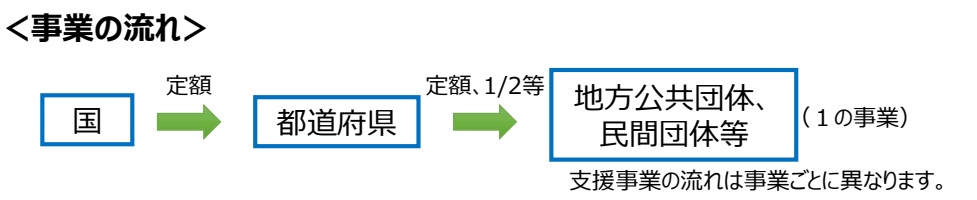
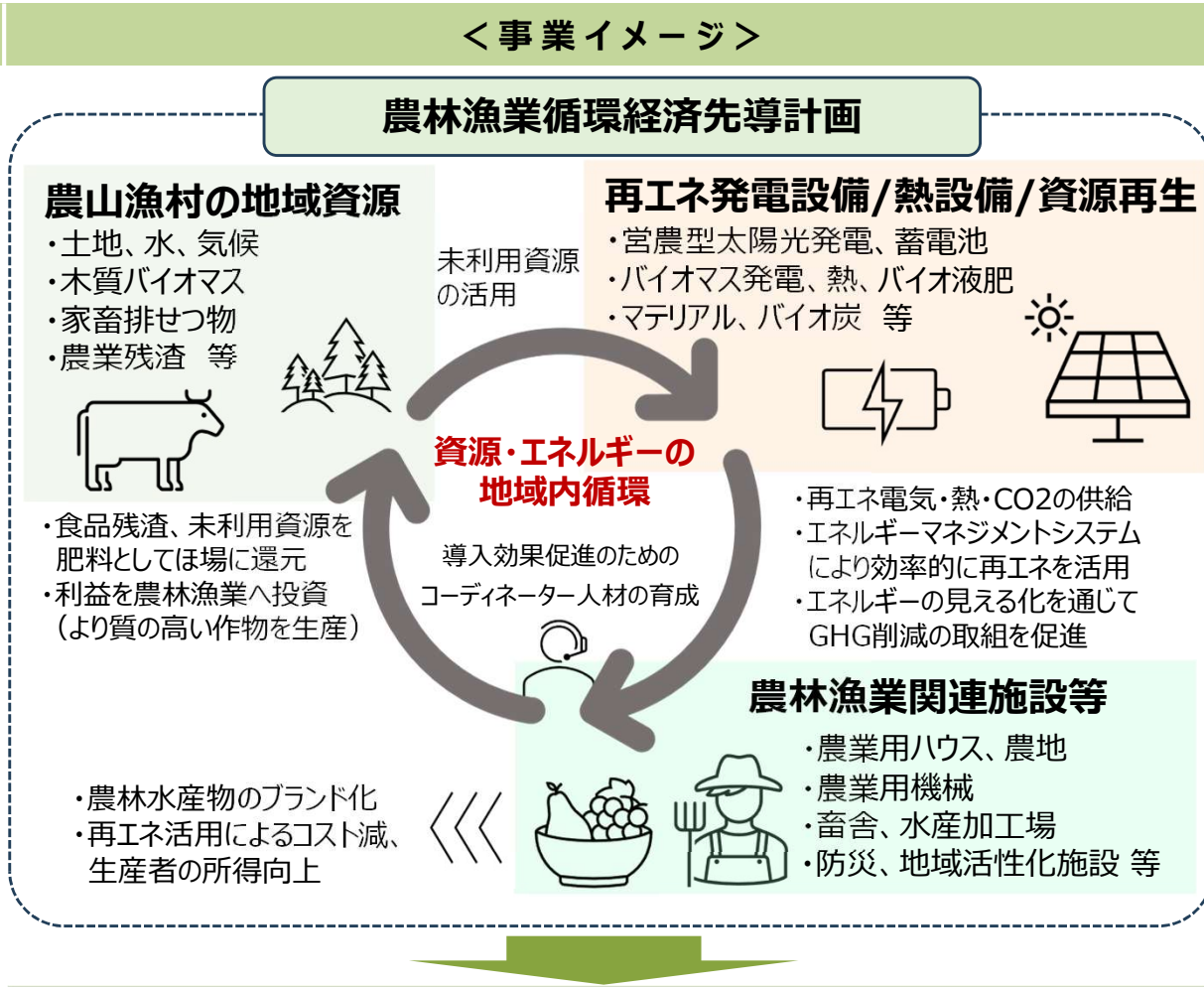
・みどりの事業活動を支える体制整備 等

○国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）

○農山漁村振興交付金（一部）

○森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）

○浜の活力再生・成長促進交付金（一部）



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

12

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

- ア 資材の生産・販売の取組、イ 新商品の生産・販売の取組、ウ 流通の合理化の取組

② 支援内容

（ハード支援）認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

（ソフト支援）農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

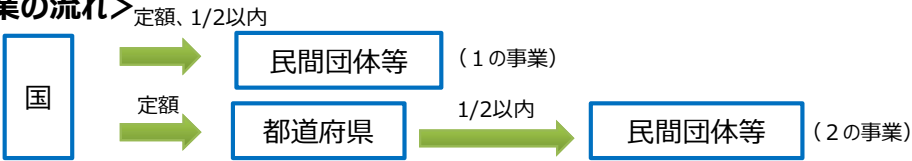
① 支援対象者

- ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者
- イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者
- ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

＜ハード支援のイメージ＞



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区分管理のための小規模貯蔵施設の整備

（ハード支援）
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象
（ソフト支援）
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

＜ソフト支援のイメージ＞



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・
関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
（機械導入支援）：200万円
（施設整備支援）：1,000万円

有機転換推進事業

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

事業の内容

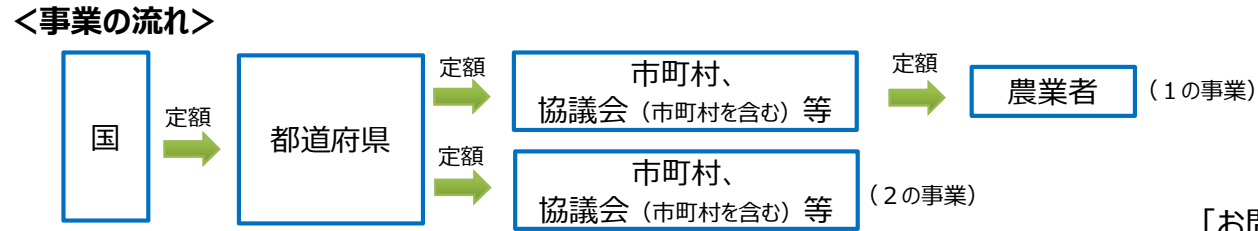
事業イメージ

1. 有機農業への転換推進
- 新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。
- ① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
 - ② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地
 - ③ 単価：10aあたり2万円以内
（本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）
 - ④ 要件：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、みどり認定を受けている又は受ける予定があること 等



2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。



慣行農業から有機農業への転換

バイオマスの地産地消

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]
- バイオマスの利用率（80%） [令和12年]

＜事業の内容＞

- 1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。
- 2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。
- 3. バイオ液肥の利用促進
 - ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します（散布実証）。
 - ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
 - ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

